

長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

平成26年2月19日

令和2年6月1日

福祉保健部障害福祉課

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県が障害者総合支援法（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定障害福祉サービス事業者に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2章 検査等

(検査の種類)

第2条 検査の種類は次のとおりとする。

(1) 一般検査（概ね2～3年に1回）

業務管理体制の届出内容を確認するため、別紙1の手順により計画的に実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、別紙2の手順により必要に応じて実施するものとする。

(検査実施機関)

第3条 一般検査は障害福祉課が実施し、特別検査は障害福祉課と監査指導課が実施する。

(検査体制)

第4条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、県及び市町の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(検査の実施方法等)

第5条 検査の実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

一般検査の実施にあたっては、監査指導課において発出する実地指導の通知をもって、一般検査実施の通知に代える。

また、特別検査の実施にあたっては、検査対象となる障害福祉サービス事業者に対し、実施時期その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、特別検査を実施する場合において、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りではない。（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）

(2) 検査方法

検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

(3) 報告

ア 検査（特別検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について所属長へ報告するものとする。

イ 特別検査の場合は、報告書を作成の上、所属長へ報告するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

(行政上の措置等)

第6条 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合、障害福祉サービス事業者に対し通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の行政上の措置に係る対応については、期限を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

3 障害福祉サービス事業者が第1項第2号の命令に違反したときは、関係市町長に通知するものとする。

4 市町長の求めに応じて特別検査を実施した場合の結果は、求めのあった市町長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の事業所等の指定等権者である市町長に対しても通知するものとする。

(特別な措置)

第7条 第2条第1項第1号の一般検査において、障害福祉サービス事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該障害福祉サービス事業者の指定事業所等への監査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、障害福祉サービス事業者本部等へ特別検査後、既に指定事業所等の監査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月19日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。